高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令(昭和五十年通商産業省令第七十二号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

2 [略]	2 [略]
いては収益及び費用を計算する。	いては収益及び費用を計算する。
は資産、負債及び資本金を計算し損益勘定にお	は資産、負債及び純資産を計算し損益勘定にお
及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定において	及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定において
第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定	第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定
(勘定区分)	(勘定区分)
改正前	改正後

三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規	石油ガス法」という。)第十九条第三項、第	昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化	保安の確保及び取引の適正化に関する法律(び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの	三第三項において準用する場合を含む。)及	一法第二十七条の二第七項(法第二十七条の	一 [略]	ならない。	には、次の事項に関する計画を記載しなければ	第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画 第	(事業計画)
る事項	項及び第三十八条の九に規定する講習に関す	う。)第十九条第三項、第三十七条の五第四	第百四十九号。以下「液化石油ガス法」とい	引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律	三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取	二 法第二十七条の二第六項、法第三十一条第	一 [略]	ならない。	には、次の事項に関する計画を記載しなければ	第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画	(事業計画)

定する講習に関する事項

 \equiv 略

兀 法第三十九条の七第一 項 (法第三十九条 \mathcal{O}

八第二項において準用する場合を含む。)、

法第三十九条の七第三項

(法第三十九条の八

第三項において準用する場合を含む。) 、法

第三十九条の十六第 項 (法第三十九条の十

七第

二項に

おいて準用する場合を含む。)、

法第四十九 条の八第一項 (法第四十九条の九

第二項及び法第四十九条の三十一第二項に お

いて準用する場合を含む。) 又は法第五十六

条の六の五 第一 項 (法第五十六条の六の六第

二項及び法第五十六条の六の二十二第二項に

三 略

法第三十九条の七第一項

兀

(法第三十九条の

八第二項において準用する場合を含む。)、

法第三十九条の七第三項 (法第三十九条の八

第三項において準用する場合を含む。)一法

第四十九条の八第一 項 (法第四十九条の 九第

二項又は法第四 十九条の三十一第二項に お 1

て準用する場合を含む。) 又は法第五十六条

の六の五第一項(法第五十六条の六の六第二

項又は法第五十六条の六の二十二第二項にお

いて準用する場合を含む。) に規定する調査

に関する事項

る。

附

則

備考 2 五 ~ 十 一 査に関する事項 おいて準用する場合を含む。)に規定する調 略 表中の「 略 は注記である。 2 五 ~ 十 一 略 略

この省令は、 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行す